

おふろのデイ えんまる花畑 重要事項説明書

(地域密着型通所介護・第一号通所事業)

令和8年6月1日現在

当事業所はご利用者様に対して地域密着型通所介護サービス、葛飾区・足立区介護予防・日常生活支援総合事業において第一号通所事業を提供します。事業所の概要及び提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたい事を次の通り説明します。

1. 事業者の概要

名称・法人種別	株式会社PrunZCarE
所在地（本社）	東京都葛飾区西亀有3-4-10-1F
電話番号	03-6662-7093（代表）
事業内容	指定地域密着型通所介護事業／介護予防・日常生活支援総合事業

2. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	おふろのデイ えんまる花畑
所在地	東京都足立区花畑1-16-12 1F
電話番号	03-5851-8747
サービスを提供する地域	足立区
送迎範囲	足立区（事業所より送迎車で片道15分以内）

(2) 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者様に対して地域密着型通所介護サービス及び第一号通所事業を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	常勤		非常勤		資格保有者等
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者	—	1名	—	—	社会福祉主事
生活相談員	1名	1名	—	—	社会福祉主事、介護福祉士
看護職員	—	—	—	—	
機能訓練指導員	—	—	1名	—	看護師、柔道整復師
介護職員	—	1名	3名	—	介護福祉士、実務者研修・初任者研修修了者

(3) 設備の概要

定員	午前10名、午後10名
静養室	1室 1床

食堂兼機能訓練室	1室 43.18㎡
相談室	1室
浴室	一般浴槽2室
送迎車	2台

※ 上記定員は、地域密着型通所介護サービス、第1号通所事業の方を双方含みます。

(4) 営業時間

営業日・営業時間	月曜日から土曜日、祝日 8：30～17：30
定休日	日曜日、年末年始（12/30～1/3）
サービス提供時間	（1単位）9：00～12：15、（2単位）13：30～16：45

3. サービス内容

① 送迎 ② 健康チェック ③ 機能訓練 ④ 入浴 ⑤ 生活相談等

デイサービスセンターでの交流により、社会的な孤立感を解消します。また、日常生活に必要な訓練や健康増進などを支援して、運動プログラムの実施や口腔衛生指導など必要なサービスを提供いたします。

4. 利用料金について

介護保険からの給付サービスを利用する場合の自己負担額は、負担割合証に記載されている負担割合によります。掲載している自己負担額は1割の金額となります。

(1) 利用料金 ※「自己負担額」とは介護保険適用時の額を指します。

- 地域密着型通所介護サービス（要介護度1～5の方）の料金は、別紙料金表の記載によります。
【重要】算定状況の表記にかかわらず、介護保険法に従い、加算が発生した場合は別途頂く場合がございます。（その際は、事前に通知を持ってご案内申し上げます。）
- 第一号通所事業の料金は別紙料金表の記載によります。（要支援1・要支援2・総合事業対象者の方）
【重要】算定状況の表記にかかわらず、介護保険法に従い、加算が発生した場合は別途頂く場合がございます。（その際は、事前に通知を持ってご案内申し上げます。）

(2) 介護保険給付対象外サービス利用料金

項目	概要	単価
嗜好飲食材料費	1日につき	300円
おむつ代	1枚につき	100円
パット代	1枚につき	100円
複写物	1枚につき	実費額
特別企画費	特別企画にてイベントを開催する場合	別途料金
その他の日常生活費	利用者の希望により購入する身の回り品	実費額

(3) 交通費等

通常の事業の実施地域を超える場合は、下記の交通費をいただきます。

項目	概要	単価
交通費	事業所から、通常の送迎地域を越えて1kmにつき	100円

(4) キャンセル料

○お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

概要	キャンセル料
① ご利用日の前営業日午後3時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用当日午前8時30分迄にご連絡いただいた場合	当該基本料金の50%
③ ご利用当日午前8時30分迄にご連絡がなかった場合	当該基本料金の100%

- 当該基本料金とは、当該基本料金および加算料金をいいます。
- キャンセルをされる場合は、キャンセルの事由がわかった時点で事業所までご連絡ください。

○健康上の理由による中止（次の場合は、キャンセル料は発生いたしません。）

- ① 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。

※ 次の介護保険サービス外のキャンセルについては通所介護・第1号通所事業共に発生いたします。

(5) 第一号通所事業ご利用時の注意事項

- ① 月のサービス利用日や回数については、契約者の状態の変化、介護予防通所介護計画に位置付けられた目標の達成度を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- ② 契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防通所計画に定めた実施回数、時間数を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、介護予防サービス計画の変更又は要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。

(6) 認定前ご利用の注意事項

要介護認定結果が通知される前にサービスを利用され、要介護認定または基本チェックリストの結果、非該当となった場合、すでに利用されたサービス費用は、全額自己負担となります。

5. 緊急対応

- ① サービス利用中に急変、事故等が起こった場合は、速やかに主治医に連絡、救急搬送等必要な処置を講じるとともに、ご家族、担当ケアマネジャーへ連絡を行います。
- ② 災害時に関しては、予見可能な災害に関しては、休業等サービスの提供を致しません。予見不可能な地震、火事、水害の場合、原則的にはサービスを停止し、ご自宅へお送りします。また、ご本人の希望や状況を考慮したうえで適切と思われる場合は、公設の避難所へのお送りをもって、ご自宅へお送りしたのと同様にサービスを終了いたします。その際、繋がる範囲内で家族へ状況をご連絡申し上げます。

6. 事故発生時の対応方法について

サービス提供中に事故が発生した場合は、市町村、利用者のご家族、担当ケアマネジャー等の関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、遅滞なく損害賠償請求を行います。

- 足立区：足立区高齢者施策推進室介護保険課事業者指導係 03-3880-5621

7. サービス内容に関する相談・苦情

① 当センターご利用者相談・苦情窓口担当

おふろのデイ えんまる花畑 管理責任者、生活相談員 電話 03-5851-8747

② その他の窓口

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

＜お問合せ先＞

- ・ 足立区：足立区高齢者施策推進室介護保険課事業者指導係 03-3880-5621
- ・ 東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部介護相談窓口 03-6238-0177

③ 苦情に関する対応

自ら提供したサービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。苦情に関する内容につきましては記録文書を作成し、改善対応策をご連絡いたします。

8. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

- ・ 第三者評価実施の有無：有
- ・ 実施した直近の年月日：令和10月11日
- ・ 実施した評価機関の名称：第一福祉マネジメント
- ・ 評価結果の開示状況：事業所に掲示

別紙 料金表

(3時間以上5時間未満)

令和8年6月より

要介護の方の利用料金

● 基本利用料金（1日あたり）

介護度	単位	介護職員処遇改善加算	お客様負担額（日額）	合計
要介護1の方	416	52	511円	636円
要介護2の方	478	60	587円	712円
要介護3の方	540	68	663円	788円
要介護4の方	600	75	736円	861円
要介護5の方	663	83	814円	939円

● 加算料金（日額）

項目	単位	介護職員処遇改善加算	お客様負担額
入浴介助加算Ⅱ	55	7	68円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	1	8円
科学的介護推進体制加算	40	5	49円

● 要支援の方 足立区

項目	単位	お客様負担額	区分
緩和型 週1回利用	417	454円	日額
サービス提供体制強化加算Ⅲ	24	26円	月額
介護職員等処遇改善加算Ⅱ口	225	245円	月額
緩和型科学的介護推進体制加算	40	44円	月額
緩和型 週2回利用	417	455円	日額
サービス提供体制強化加算Ⅲ	48	52円	月額
介護職員等処遇改善加算Ⅱ口	453	494円	月額
緩和型科学的介護推進体制加算	40	44円	月額

要支援1 実費負担額 533円（日額） ／ 要支援2 実費負担額 528円（日額）

※ 利用回数により異なりますのでおおよそとお考え下さい。

処遇改善加算 12.50%

● 介護保険給付対象外サービスの利用料

項目	内容	単価
嗜好飲食材料費（ケーキせんべい）	1日 ※希望者のみ	300円

おむつ代（リハビリパンツ・テープ式パンツ）	使用した場合 各1枚	100円
尿取りパッド	使用した場合 1枚	50円

- 嗜好飲食材料費は希望者のみ。水・緑茶は無料
- 別途、作業材料等で実費をいただくことがあります。
- 介護保険法に従い、サービス提供体制加算がつく場合があります。